



消費税免税事業者の行き末… 厳しい選択！

税理士・CFP® 越智浩

Q. 免税事業者へ支払う外注費等の仕入税額控除の是非。

当社は、住宅リフォーム業を営む資本500万円の法人です。創業以来7年、地元において着実に事業を継続してきました。おかげさまで、前々期には完成工事高も消費税抜きで5,000万円を超える、当期から消費税納付額の計算方法は簡易課税方式から一般課税方式になります。

ところで、住宅リフォーム工事においては、建築関係の様々な職種が必要で、その中でも腕の良い職人は欠かせません。彼らの中には、個人で大工、建装、塗装や電気工事などを請け負う者もあり、消費税の免税事業者に該当する業者も多々います。

当社から彼らのような免税事業者へ支払う外注費等は、消費税の仕入税額控除の対象となるのでしょうか。

A. 平成35年9月30日までは控除対象、同年10月1日から 段階的に縮小・対象外。

原則的には、すべての財・サービスの取引価額には8%の消費税が含まれている。売上等により預かった消費税から仕入れ等により支払った消費税を差し引きして納税するのは事業者の義務で、現行法では、消費税納付額の計算は以下のようになる（税込経理を前提）。

- ① 課税売上額 ($\times 100/108$ 、千円未満切捨) $\times 6.3\%$ - 課税仕入額 $\times 6.3/108$ = 国税分
- ② ①相当額（つまり、6.3%相当） $\times 1.7/6.3$ = 地方税分（つまり、1.7%相当）
- ③ 合計納付額 = ① + ②（合わせて、8%相当）

以上、三段階をへて事業者の税率8%相当の消費税納付額を計算することになっている。これらをごくごく単純化すると、（課税売上額 - 課税仕入額） \times 税率（8/108）と一本の計算式にまとめることができる。つまり、課税売上額と課税仕入額の差の大小が消費税納付額の多少を決めるので、課税仕入額=課税仕入れ等に係る消費税額にあてはまる課税仕入額等とはどういうものなのかということが重要になってくる。

課税仕入れ等とは、原材料・商品などの仕入や外注費はもちろんのこと、機械や車両等の事業用固定資産の購入・賃借、事務用品費や運賃など事業のための財・サービスの購入をすべて含み、人件費や借入金利子など付加価値相当分は含まない。従って、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、事業のための購入であれば、仕入・外注等の相手先が免税事業者や消費者の場合でも課税仕入額等に該当する（消費税法基本通達11-1-3）。すなわち、設例の場合、仕入税額控除の対象になる。

しかしながら、平成28年度税制改正により平成31年10月からの消費税率10%へのアップと同時に軽減税率制度（食料品と一部新聞を税率8%に据え置く。）の導入が決まり、これに伴い、平成35年10月から『適格請求書等保存方式』が採用されることになった。『適格請求書等保存方式』とは、適格請求書等（正確な適用税率や消費税額等を記載した請求書等）の保存が無い場合、または、適格請求書等を発行できない事業者からの仕入れ等については、仕入税額控除の計算対象にしないという制度である。平成35年9月まではこれまで通りであるが、この制度により免税事業者及び消費者からの仕入等は仕入税額控除の対象から段階的にはずされ（仕入税額のうち平成38年9月まで80%、平成41年9月まで60%）、平成41年10月からは全く認められないことになる。大変な事態であり、適格請求書等を発行できない免税事業者のままでいることは、市場取引そのものから排除される可能性を否定できない。

この適格請求書等を発行するためには、課税事業者が納稅地の所轄税務署長に申請し、登録を受ける必要がある。従って、免税事業者は、まず課税事業者になることを選択し、その上で登録を受けることにより適格請求書等を発行できることになる。取引相手にもよるが、来年以降、早い段階で選択を迫られることになるだろう。

税率3%で導入された消費税は、取引に対する中立性と国民に広く薄く負担を求めるということで始まった。が、しかし、税率も10%になると『薄く』ではないので、軽減税率の導入が決まる。果たして、取引に対する中立性は維持できるのだろうか。